

# 事業所経営者様への消防団を支援する取組みのお願い

岐阜県危機管理部消防課

## 1 消防団とは 『消防団は、地域防災力の中核として欠くことのできない存在』

根拠…消防組織法に基づき市町村が設置する消防機関の一つです。構成員である消防団員は、生業をもちながら、火災や大規模災害の発生時には、自宅や職場から現場へ駆けつけて活動する、非常勤特別職の地方公務員です。**消防団は、消防団員の地域愛護の思いによって成り立っています。**

役割…地域における消防防災のリーダーとして、「消火活動、災害時の救助・救出活動、地震・風水害等への対処、火災予防活動」など、**平常時・非常時を問わず、その地域に密着した活動を行い、住民の安心と安全を守る**という重要な役割を担っています。

## 2 消防団の現状

**消防団員は減少傾向にあり、また県内の消防団員の8割がサラリーマンのため、消防団員を確保し、円滑に消防団活動を行うためには、事業所の皆様の理解と協力が不可欠**です

- ・県内の消防団員数が20年前に比べ1割減少（H7：23,101人→H27：20,769人）
- ・若い消防団員の比率が減り、高齢化が進んでいます。

30歳未満の消防団員の割合	H7：37.2% → H27：19.9%
消防団員の平均年齢	H7：32.2歳 → H27：36.6歳

- ・当県の消防団員の8割がサラリーマン（H7：78.6%→H27：80.0%）

### 【消防団員の主な減少理由】

<全国調査>「消防に関する特別世論調査」（内閣府政府広報室、平成24年8月）

○消防団に入団しない理由（上位3つ）

- ・体力に自信がない（46.7%）
- ・高齢である（39.3%）
- ・**職業と両立しそうでないと思う（29.6%）**

減少原因には、若年層の減少や、地域の連帯感の希薄化などもあります。

## 3 事業所経営者の皆様へのお願い

① 使用人の消防団への入団にご理解願います。

② 消防団活動に配慮した規定の整備にご協力願います。（※）

※配慮既定の整備は、事業税の優遇措置での認定要件の一つを満たすことができます（裏面最下段参照）

◇消防団活動に配慮した規定の整備とは

各事業所で定めている「労働契約、労働協約、就業規則、その他これらに準ずるもの」に消防団員の活動に配慮した事項を盛り込んでいただき、消防団員である使用人を支援くださるようご協力願います。

〔消防団員の活動に配慮した事項（例）〕

〈賃金、昇給、昇進等〉

- ・消防団活動を行う際に賃金等をカットしない等の配慮を定める
- ・消防団活動を行うことについて昇進や昇給等で不利に扱わないように定める

〈労働時間〉

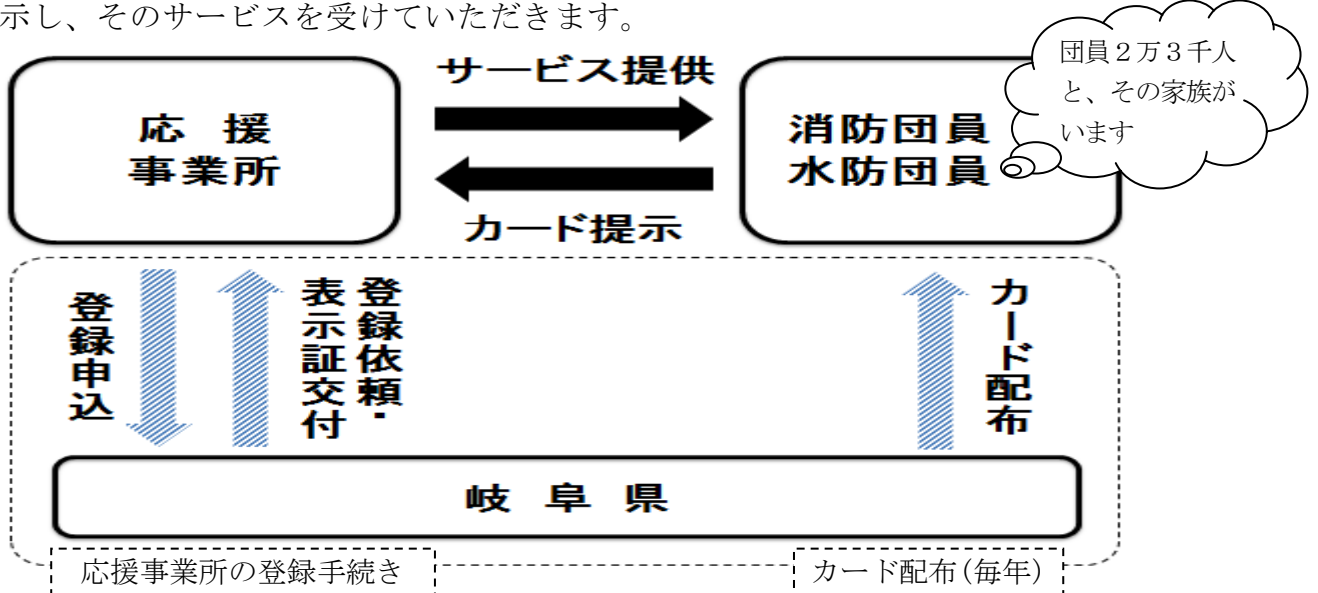
- ・消防団員である使用人が、勤務時間中に急を要する消防団業務（火災出勤等）に従事した場合は、「職務を免除する。」「特別休暇の対象とする。」
- ・訓練等に参加する場合は、勤務時間を変更する。

③ 「ありがとね！消防団水防団応援事業所」としての登録にご協力願います。

（この制度については裏面をご覧ください。）

## 「ありがとね！消防団水防団応援事業所制度」のご紹介

この制度は、消防団員や水防団員を支援するため、**企業や店舗のご協力により、団員に割引等のサービスを提供していただく**ことで団員のやりがいに繋げていくものです。団員は、応援事業所となっていたいただいた企業や店舗にて団員カードを提示し、そのサービスを受けていただきます。



### 〔応援事業所にご参加いただいた場合のメリット〕

#### ◆応援事業所としてのPR <社会貢献事業所としてイメージアップ>

応援事業所には、県から表示証(※)をお配りしており、この表示証を店頭などに掲示していただくことで、消防団・水防団を応援する事業所としてPRできます。

※ 表示証は、右記の団員カードと同様のデザインです。サイズはA4(小さいサイズも準備中)です。



団員カード

#### ◆県ホームページでのPR

県ホームページで、参加店舗等の名称、所在地、特典・応援内容を紹介します。

### 〔団員に提供いただくサービス内容〕

現在、登録されている応援事業所の主なサービス例は次のとおりですが、サービス内容は法人や店舗として提供可能なもので結構ですので、事例にとらわれず、お気軽に、岐阜県消防課へご相談、ご連絡をお願いいたします。

[サービス例] 飲食や買い物等の代金割引、カードポイントの増加、新車成約時の車載防災セット進呈、ローン金利の優遇、粗品進呈など

※ 現在、女性や家族向けのサービスを提供いただける店舗も広く募集しています。

### 〔岐阜県消防課への連絡〕

電話：058-272-1122 FAX：058-278-2549

メール：[c11193@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11193@pref.gifu.lg.jp)

### 〔岐阜県HPは〕

ありがとね 消防団

岐阜県では、消防団の活動に協力する事業所を支援するため、事業税の優遇措置を平成28年4月1日から施行しています。詳しくは岐阜県HPをご覧ください。

消防団 支援減税